

開 会 午後1時

●村山拓司委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第40号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第8号）中関係分を議題といたします。

それでは、質疑を行います。

質疑はございませぬか。

●小口智久委員 私からは、令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の住民税非課税世帯への加算について、伺います。

まず、このたびの令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高対策の一つとなっております。内容は、経済観光局が所管する市民1人当たり5,000円の給付予定のものと、保健福祉局が所管する住民税非課税世帯1世帯当たり1万円の加算を行うものでございませぬ。

先日の我が会派の代表質問に対し、市長からは、それぞれの給付を現金とすることで、経費を削減するとともに、できる限り早期に市民のもとに支援が届くよう、意を用いたとの答弁がありました。が、予算が経済観光局と保健福祉局の二つの部局となることにより、早期給付や事務経費削減の妨げとなるのではないかと懸念をしております。

そこで質問ですが、予算が複数の部局に分かれておりますが、それぞれの給付についてどのように進めていくのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の給付の進め方について、お答えいたします。

給付金の予算につきましては、所管が経済観光局と保健福祉局に分かれています。保健福祉局の職員が経済観光局の職を兼務することで、一体

の給付金として支給するものでございませぬ。

保健福祉局といたしましては、これまでの国の給付金業務で得たノウハウを生かしながら、可能な限り早期給付を目指してまいります。

●小口智久委員 市民1人当たりの給付と非課税世帯への加算については、保健福祉局が一体的に給付事務を進めると。そのことによって、責任の所在の明確化、事務手続の重複はないと、そういうことでございませぬ。

次に、手続とスケジュールについて、伺います。

長期化する物価高は、特に低所得世帯に深刻な影響を及ぼしているため、一刻も早く本給付金を家計負担の軽減に直結させる必要があると考えます。

そこで次の質問ですが、この給付金はどのような手続で、いつ給付されるのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 給付金の手続とスケジュールについて、お答えいたします。

まず、対象世帯の約7割につきましては、マイナンバーにひもづいた公金受取口座や過去の給付金で把握した口座に給付金を振り込む予定としております。

スケジュールといたしましては、3月末頃から支給のお知らせ文を送付し、受取口座に変更がなければ手続不要で、4月下旬に支給を開始する予定でございませぬ。

それ以外の約3割の世帯につきましては、新たに給付金の受取口座を届け出いただく必要があるため、確認書を4月中旬に送付いたしまして、その確認書を返送していただく時期にもよりますが、5月中に支給を開始する予定でございませぬ。

●小口智久委員 公金受取口座や、過去の給付金で利用した口座がある7割の世帯は、手続は不要であり、4月末に支給開始となるということ、残りの3割の世帯については、受取口座を届け出る確認書の提出が必要になるとの答弁です。確認書の提出が必要な世帯については、手続漏れが起

ることがないよう、広く周知を行うことが重要と考えます。

今回の給付金の対象者の中には、ホームレスの方やDVで避難している方など、様々な事情を抱えた方がいると思われることから、こうした方々へのきめ細やかな対応も必要です。また、日本語を理解することが難しい外国籍の方に対しても、丁寧に周知する必要があります。

そこで質問ですが、今回の給付金について、市民に対しどのように周知を行うのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 給付金の市民への周知について、お答えいたします。

委員にご指摘をいただいたとおり、幅広い周知が必要であるため、市の公式ホームページや広報さっぽろによる情報発信に加えて、札幌市の公式LINEやXといったSNSの活用も予定しております。

さらに、ホームレス相談支援センターJOINや、DVの相談窓口である各区健康子ども課なども連携するほか、外国籍の方については、札幌国際プラザが配信するニュースレターでの情報提供や、コールセンターでの多言語対応を予定しているところでございます。

●小口智久委員 このたびの給付金は、物価高の影響を受けている市民の生活を支える大変重要な事業と考えます。

今、様々な答弁をいただきました。周知方法を提示いただきましたけれども、市民の皆様にも一刻も早く支援が行き届くよう、しっかりと取り組んでいただくことを求めて、質問を終わります。

●村山拓司委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第40号中関係分を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 異議なしと認め、議案第40号中関係分は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 令和7年度札幌市後期高齢者医療会計補正予算(第2号)及び議案第42号 令和7年度札幌市介護保険会計補正予算(第3号)の2件を一括議題といたします。

それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●佐藤 綾委員 私からは、議案第42号 令和7年度札幌市介護保険会計補正予算(第3号)のうち、介護保険料への税制改正に関わる介護保険システム追加改修の補正、債務負担行為について、質問いたします。

2025年度、令和7年度の国による税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が、現行の55万円から65万円に引上げとなることで、来年度に介護保険料段階が下がる市民が生じるため、第9期介護保険事業計画期間中の想定外の収入不足を防ぐ措置として、来年度、2026年度の介護保険算定に限り、給与所得控除の最低保障額引上げの影響を遮断する、そのためのシステムの追加改修に係る債務負担行為設定額700万円を計上するものです。

しかし、税制改正を介護保険料だけに適用しないということは異例であると感じております。当初、この税制改正で控除額が増えることによって計算上の合計所得額が減るということは、その他関連するものに適用されるものと当然思っておりました。

しかし、この措置により、所得段階が下がり、保険料が減るはずの市民がそうならないこととな

り、特に中低所得層に影響があります。市民にも自治体にも、混乱と不利益を招きます。国によるこのたびの介護保険料への対応には納得がいきません。

そこでまずお聞きいたしますが、国による令和7年度税制改正に伴う介護保険会計における札幌市の対応について、伺います。

●阿部地域包括ケア推進担当部長 このたびの介護保険システムの追加改修における札幌市の対応について、お答えさせていただきます。

令和7年度の税制改正に伴う給与所得控除の見直しなどの影響を受け、令和7年5月の第2回定例市議会で補正予算の議決をいただき、同年8月から、介護保険システム内の計算式などの改修に着手したところでございます。

しかしながら、給与所得控除の見直しにより、介護保険料の段階が下がる対象者が生じ、自治体の介護保険料の減収という影響が生じることに鑑み、令和7年10月、国は新たにこの影響を遮断、いわゆる保険料の減収を生じさせないようにするという通知を発出いたしました。また、同年12月には、このことを規定した介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたところでございます。

これによりまして、札幌市においても、介護保険料に税制改正の影響が及ばないよう、介護保険システムを追加改修する必要性が生じたことから、令和8年度当初予算に計上し、今年度中に契約事務などの着手を要することから、このたび債務負担行為を設定させていただくものでございます。

●佐藤 綾委員 当初は、税制改正を適用するものと考えて、システム改修を進めてきたということですね。

答弁にありました昨年の5月2定での補正予算4,400万円を計上しております。そのときには、税制改正による給与所得控除額の見直しなどにより、令和8年度の介護保険料や介護保険サービス

利用者負担割合及び高額サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階の決定に影響があるため、システムの変更との説明でした。

今回の補正は、税制改正に対応するシステム改修を既に2定で補正予算を計上していたのに、また着手もしていたのに、国による突如としての10月の変更により、さらに改修が必要となったものです。

そこでお聞きいたしますが、今回のシステム改修の財源は、国費が2分の1、一般財源が2分の1と伺っていますが、国が全額負担をしないのはなぜなのか、伺います。

●阿部地域包括ケア推進担当部長 このたびの介護保険システムの追加改修に係る費用負担について、お答えさせていただきます。

介護保険システムの追加改修費用につきましては、国が定めている介護保険事業費補助金交付要綱中の介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に該当するとされましたことから、当該要綱に定められている割合である国費2分の1、市費2分の1が適用されるものでございます。

なお、制度改正に起因いたします介護保険システムの改修に関しましては、これまで大都市介護保険担当課長会議を通じて、国に対し必要な財政措置を講じるよう要望しているところでございます。

●佐藤 綾委員 国が通常システム改修の負担割合を適用したと、要綱に沿ってそれを適用させたということで、財政措置を要望されているということでしたけれども、通常システム改修とは異なるものと考えられますから、これは当然国が措置するべきものと思います。

先ほどご答弁にありました介護保険に関わる政令が12月と、またその後、修正のために1月にも出されたときに、それぞれ意見募集がされておりました。意見には、自治体職員行政職であるという方から、1年だけのシステム改修、1年だけのための条例改正、こうしたことに伴う国費は、制

度を適用して介護保険会計の減収分に充てるべきだというもの。また、制度の公平性から疑問である。市町村税が非課税なのに保険料が高い。高額介護サービス費等の制度には適用しないが、保険料は取扱いが違うなど説明も難しく、事務負担の増加につながるなど反対の意見が多数でした。自治体としても振り回されていることが表れております。

区役所窓口で問合せなどの対応に追われることも予想されますが、財政的負担とともに、こうした負担を自治体に負わせて、国から何の措置もないことにも納得がいきません。当たり前に税制改正の変更をそのまま介護保険料へ適用するなら、このシステム改修の経費は必要なくなるものであり、本来、国の税制改正をそのまま適用すべきと考えます。それにより、介護保険会計で減収となる分については、国が自治体へ措置すべきものであると申し上げまして、私の質問を終わります。

●村山拓司委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●村山拓司委員長　なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

●佐藤 綾委員　私は、日本共産党所属委員を代表し、議案第42号 令和7年度札幌市介護保険会計補正予算（第3号）に反対する立場で討論を行います。

2025年度、令和7年度の国による税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に引き上げられることから、介護保険料が下がる市民が発生するなどにより、第9期介護保険事業計画期間中の自治体の保険料の収入不足が想定されました。これを防ぐ措置として、このたびの介護保険会計補正予算の中に来年度の介護保険算定に限り、この影響を遮断するためのシステムの追加改修費、債務負担行

為設定額700万円が含まれております。

しかし、この措置により、本来は所得段階が下がり、保険料が減るはずの方が下がらないことなどが起こります。不利益となる市民が生じ、公平ではありません。その上、個人市民税が課税から非課税へと変更になった方が、非課税なのになぜ介護保険料は課税扱いとなるのか、サービスと保険料の扱いが違うなどの問合せに、区役所窓口が対応に追われることも予想されます。財政的負担とともに、こうした負担を自治体に負わせることとなるのに、国から何の措置もありません。

また、昨年第2回定例市議会で、当初の税制改正による変更のため、介護保険会計でシステム改修のための補正予算を既に追加していました。そこへ国が、突如として税制改正の影響を遮断するという変更をして、さらに改修が必要となったものであり、自治体は二重の負担となります。国が全額措置すべきものと考えます。

なお、税制改正の変更を遮断せず、そのまま介護保険料へ適用するなら、このシステム改修の経費は必要なくなるものです。国による税制改正について、介護保険料にも適用すべきです。それにより、介護保険会計で減収となる分については、国が自治体へ措置すべきものであると申し上げて、私の討論を終わります。

●村山拓司委員長　ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●村山拓司委員長　なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

この場合、分割して採決を行います。最初に、議案第42号を問題といたします。

議案第42号を可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

●村山拓司委員長　賛成多数であります。

よって、議案第42号は可決すべきものと決定い

たしました。

次に、議案第41号を問題といたします。

議案第41号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 異議なしと認め、議案第41号は可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第29号 札幌市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案及び議案第30号 札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第29号及び第30号の2件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 異議なしと認め、議案2件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時18分